

## 日本古代の水上交通と駅路

—日本海地域の交通路に着目して—

つがる市教育委員会社会教育文化課 堀内 和宏

日本の古代国家は、都鄙間交通において陸上の官道使用を基本方針とし、水上交通の利用に関わる法制度は式レベルで補充されるものであった。『天聖令』の発見により判明したように、養老賦役令3調庸物条の規定自体、唐賦役令の冒頭条文群を省略改編したもので、唐令では調庸物の輸送で認められていた車・舟運と商業輸送（僦勾羅輸）の利用を明確に排除する等の政策意図を示す。この陸路人担主義が收取制度との関連の中で規定されること自体、本規定が律令制全国支配の根幹を成す事を示す。律令制全体の整備に先駆ける形で全国的な整備が行われた古代官道（駅路）と陸路人担主義は、支配の象徴性の観点から関連するものとの指摘も既に為されているが、国家の公共性の観点からも再評価したい。

本報告では律令国家にとつての駅路と水上交通の関係を、制度と実態の連関から明らかにする。対象地域としては北陸道から出羽地域の日本海東部沿岸地域を軸とし、港湾・交通官衙遺跡の配置にも配慮する。その際、西海道や山陰道との比較の観点を重視する。そもそも古代官道は、一般に都と国府の間の速やか且つ確実な陸上交通を担う位置づけであったが、その中で西海道肥前路と北陸道能登路は特異な性格を共に持つ。国府から半島部の先端を目指し、海の対岸部へ短絡する形態を為すことが共通点であり、外国船・使節の到着に備えるという共通の目的の為にあった。そして水陸交通が複合した日本海沿岸地域の交通実態について、延喜主計式の規定等に即し分析することとする。